

分会規程

(1983年11月30日改正)

第1条 分会には、分会総会を設ける。

ただし、必要に応じて分会委員会を設けることができる。

第2条 分会総会は、分会の決議機関であって、分会に所属する全組合員によって構成され、毎年一回定期に開催する。

ただし、執行委員会、分会総会もしくは分会委員会の決議または、その分会に所属する組合員の三分の一以上の要求があった時、分会長は、分会総会を開催しなければならない。

第3条 分会総会は、分会を構成する組合員の三分の一以上をもって成立する。

ただし、分会総会の成立に関しては、委任状を認めることができる。

委任状の取扱いは、組合規約第13条但書に準ずる。

第4条 分会総会は、組合方針に従って、つぎの事項をきめる。

1. 分会の運動方針
2. 分会役員を選出と解任
3. その他分会特有の問題

ただし第2号については出席組合員の直接無記名投票によるものとする。

第5条 分会委員会は、分会長、分会書記長および分会委員によって構成する。

ただし、必要に応じて、分会役員を増員することができる。

②分会役員任期は、一年とし、再任を妨げない。